

# 田原で 農業を はじめませんか



◇◇◇手引書の作成にあたって◇◇◇

本手引書は、新規就農に関する各種の支援制度等をまとめたものです。

■各関係機関の相談窓口にてご活用ください。各支援制度等の詳細については、相談される方に担当の機関や部課をご紹介の上、円滑に誘導していただけると幸いです。

■新規就農希望者の皆さんは、各支援制度等の内容を把握していただき、ご自分の状況や将来イメージから活用できそうな支援制度等を探して、各担当機関・部課の窓口までご相談ください。

— 目 次 —

I	農業経営・農業技術の研修制度	P1
1	愛知県立農業大学校 ニューファーマーズ研修	
2	愛知県立農業大学校 農業者育成支援研修	
3	田原農業支援センター 農家受入技術研修	
4	生き生き農業セミナー(野菜コース・いちじくコース)	
5	田原市ニューファーマー育成会議 ニューファーマーセミナー	
6	公益財団法人功農支援会 農業研修システム	
II	青年等就農計画認定制度	P7
III	支援金・支援資金制度	P8
1	新規就農者育成総合対策(就農準備金)	
2	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)	
3	新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)	
4	新規就農者奨励金	
5	青年等就農資金(無利子資金)	
6	経営体育成強化資金(農地取得等・有利子資金)	
7	雇用就農資金(雇用就農者育成・独立支援タイプ)	
IV	新規就農者の農地取得手続き	P14
V	新規就農に関する相談先	P15



## I 農業経営・農業技術の研修制度

農業経営に必要な基礎的知識や技術を習得するための各機関での研修制度です。

農業技術を  
しっかり学  
びたい!



### 1 愛知県立農業大学校 ニューファーマーズ研修

#### ● 目 的

- ・ Uターン就農希望者(農家出身)や新規参入希望者(非農家出身)等を対象に、農業経営に必要な基礎的知識・技術などを効率的に習得してもらう研修です。

#### ● 受 講 資 格

- ・ 愛知県内で農業経営(農業所得概ね 250 万円以上)を目指す方で、18 歳以上概ね 55 歳以下の方(受講年度の 4 月 1 日現在)。

#### ● 定 員

- ・ 研修生 20 名程度

#### ● 募 集 期 間

- ・ 研修生 令和 6 年 2 月中旬から 3 月中旬

#### ● 研 修 期 間

- ・ 令和 6 年 4 月下旬から令和 7 年 2 月下旬までの 10 か月間

#### ● 専 門 コー ス

- ・ 花きコース 作物コース 果樹コース 野菜コース

#### ● 研 修 内 容

- ・ 講義・演習等(計 180 時間)及び実習。講義については、愛知県立農業大学校で、植物生理や各種栽培論などの技術的内容から、農業簿記の基礎や税制の基礎など経営的な内容まで幅広く学習できます。実習は、自己ほ場(研修生のほ場)、もしくは先進農家(研修生で選定)のいずれかを選択。

#### ● 研 修 場 所

- ・ 愛知県立農業大学校(岡崎市美合町字並松 1-2 名鉄美合駅下車徒歩 10 分)

#### ● 申 込 手 続

- ・ 「受講申込書、履歴書、就農希望概要書」を就農予定地を所管する農起業支援センター(田原市の場合は愛知県東三河農林水産事務所田原改良普及課内)へ提出。締切:令和 6 年 3 月中旬  
申込書は下記までお問い合わせください。

#### ● そ の 他

- ・ 実習先として、「先進農家」を希望する場合は、受入先農家を選定した上での申込が必要。
- ・ 申込後、農業大学校で説明会及び面接(4 月上旬)があり、受講の可否は約 1 週間後に通知。
- ・ 受講料は無料で、教材費約 20,000 円は自己負担。傷害保険、傷害共済等の加入が必要。
- ・ 「新規就農者育成総合対策(就農準備金)」の受給対象の研修です。(P8 参照) 受給を希望する研修生は、実習時間を 900 時間以上確保する必要があります。なお、受給を希望する場合の実習先の先進農家とは、愛知県が認定した先進農家に限ります(自己ほ場での実習時間は対象外)。

問合せ先 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)

愛知県立農業大学校企画研修部担い手研修科担い手研修グループ(☎0564-51-1034)

## 2 愛知県立農業大学校 農業者育成支援研修

### ● 目 的

- ・ 新たに農業を始めようとする人が、就農に必要な基礎的な経営や技術に関する知識と技術・技能を習得する研修です。

### ● 受 講 資 格

- ・ 新規就農を希望し、就農意欲の高い方
- ・ 心身ともに健康で、農作業に耐える体力に自信がある方
- ・ 普通自動車免許(オートマチック限定可)所持

### ● 定 員

- ・ 研修生 15 名

### ● 研 修 期 間

- ・ 令和 5 年 6 月 14 日から令和 6 年 1 月 20 日までの 8 か月間。

### ● 研 修 場 所

- ・ 愛知県立農業大学校(岡崎市美合町字並松 1-2 名鉄美合駅下車徒歩 10 分)

### ● 研 修 内 容

- ・ 講義 15 回(各回、原則研修日の午後 1 時から午後 4 時 10 分まで)で、内容は野菜づくりの基礎、植物生理、土壌と土づくり、施肥・防除、新規就農の実際ほか。
- ・ 共同実習 約 100 日(原則、月・水・金の午前 8 時 50 分から正午まで・6~10 月は火曜日も実施予定)
- ・ 個別実習 約 100 日(原則、月・水・金の午後)
- ・ 新規就農事例調査 3 回

### ● 募 集 期 間

- ・ 平成 5 年 5 月 8 日から令和 5 年 5 月 31 日

### ● 申 込 手 続

- ・ 「受講申込書(HPからダウンロード)を郵送又はFAXで送付

Webサイト: <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/>

### ● 面 接 日 時

- ・ 令和 5 年 6 月 5 日 午前 9 時 30 分から

### ● 受 講 者 決 定

- ・ 受講申込書及び面接により決定の上、受講の可否を応募者全員に連絡

### ● そ の 他

- ・ 実習に必要な教材費等(3,000 円程度)は、研修生の負担となります。
- ・ 受講決定者は、必ず各自で傷害保険・傷害共済等に加入してください。
- ・ 通校には自家用車の使用はできませんが、通校届が必要です。
- ・ 実習は、班別で行う共同実習と個人で栽培管理する個別実習があります。

問合せ先 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)

愛知県立農業大学校企画研修部担い手研修科担い手研修グループ(☎0564-51-1034)

### 3 田原農業支援センター 農家受入技術研修

#### ● 目 的

- ・ 主に経営基盤のない新規就農希望者、新規参入希望者を対象に、受入農家先での技術研修を通じて農業技術や知識の習得を図ります。

#### ● 受 講 資 格

- ・ 田原市内での新規就農を希望し、就農意欲の高い方
- ・ 心身ともに健康で農作業のできる方
- ・ 傷害保険等に加入の方(農作業時の事故対応可能な保険)
- ・ 原則として研修先までの通いができる方(不可の場合相談対応)

#### ● 研 修 期 間

- ・ 栽培作目毎、技術習得に必要な期間



#### ● 研 修 場 所

- ・ 受入登録農家先

#### ● 研 修 費 等

- ・ 研修費は無料です。研修期間中は、原則として労務に対する賃金、謝礼は支払われません。
- ・ 研修先までの通いに要する交通費及び食費は研修者負担となります。

#### ● 申 込 手 続

- ・ 田原農業支援センターまで、研修を受けたい旨ご相談ください。
- ・ 相談の結果、必要と認められる場合に受入れ登録農家を紹介します。(受入農家との事前面談あり)

#### ● そ の 他

- ・ 研修日、研修時間等の詳細については、面談により決定していきます。
- ・ 研修開始から研修終了までの間は、必要に応じ田原農業支援センターが研修状況の確認や相談対応をします。
- ・ 受入れ農家に対する助成として、研修開始から40日間(実研修日)を新規就農希望者の体験期間として位置付け、市から2,000円/日を謝礼としてお支払いします。

問合せ先 田原農業支援センター

田原市役所営農支援課 営農支援係 (☎22-1126)

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)

#### 4 生き生き農業セミナー(野菜コース・いちじくコース)

● 目 的

- ・ 生きがいと健康づくりの場として実習ほ場で露地野菜やいちじくの栽培技術を習得し、家庭菜園からのステップアップで、産直などへの出荷を目指します。

● 受 講 資 格

- ・ 市内在住・在勤の方

● 研 修 期 間

- ・ 野菜コース 令和6年4月～令和7年2月(月2回程度で主に隔週金曜日午前)
- ・ いちじくコース 令和6年4月～令和7年3月(月1回程度で主に第3木曜日午前)

● 定 員

- ・ 野菜コース15名・いちじくコース10名

● 募 集 期 間

- ・ 令和6年2月上旬から3月中旬

● 受 講 料

- ・ 野菜コース5,000円
- ・ いちじくコース2,000円

● 申 込 手 続

- ・ 市役所営農支援課に申込書を提出

問合せ先 田原市役所営農支援課 営農支援係 (☎22-1126)



〈野菜コース〉



〈いちじくコース〉

## 5 田原市ニューファーマー育成会議 ニューファーマーセミナー

### ● 目 的

- ・ 新規就農者の農業技術と経営に関する基礎知識の習得が目的です。受講者相互に情報交換しながら、技術・経営センスを磨きます。

### ● 受 講 資 格

- ・ 市内の新規就農者(就農して1年～3年程度の経験の浅い方)

### ● 研 修 期 間

- ・ 令和5年7月～令和6年2月(予定)  
(期間内で6回程度)

### ● 研 修 内 容

- ・ 土壌・肥料研修、経営研修、病虫害防除研修、視察研修、農業機械研修等

### ● 定 員

- ・ なし

### ● 受 講 料

- ・ 無料

問合せ先 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)



〈農業機械研修〉

## 6 公益財団法人 功農支援会 農業研修システム

### ● 目的

・ 実際の農作業から理論、販売までの総合的な研修を通して、未来の農業経営者を育成しています。栽培品目は、トマト・ミニトマト・切り花等の多品目から選択できます。研修中の助成金や、研修後のサポートも充実しています。

### ● 研修コース

#### 〈基礎研修コース〉

- ・ 農作物の栽培実習や勉強会などを通して、農業の基礎技術と知識を学びます。
- ・ 研修期間は4～6ヶ月間で、定員は4月～5名、10月～5名、年間を通して10名です。
- ・ 研修手当として助成金(月額8万円以内)を支給します。  
(希望者には寮を提供しています。詳細はお問い合わせ下さい。)

#### 〈本研修コース〉

- ・ 模擬経営(モデルハウス一棟の管理)を通して、就農に必要な農業経営を学びます。基礎研修コース修了生がこちらのコースに進むことができます。
- ・ 研修期間は1～1.5年間で、定員は5名です。
- ・ 研修手当として助成金(月額15万円以内)を支給します。

### ● 募集期間

- ・ 基礎研修コース開始時期(4月、10月)に合わせて、随時行っています。

### ● 研修地

- ・ ① 豊橋農場  
豊橋市西赤沢町字万場 261-2 (トマト・ミニトマト)
- ・ ② 提携農場  
田原市大久保町黒河原 269 (キク・スプレーギク)
- ・ その他提携農場

### ● 研修費

- ・ 無料

### ● 申込手続

- ・ 体験研修(1～5日間)を受けて頂いた後、面接(履歴書の提出)の上、決定します。

問合せ先 公益財団法人 功農支援会 担当:今木・鈴木  
事務局(☎0532-75-0671)

ホームページ:<https://www.kounou-shienkai.jp/>

Youtube:



①豊橋農場



②提携農場



## Ⅱ 青年等就農計画認定制度

目標を立てて  
実行しよう！



### ● 概 要

新たに農業を始める方が、経営開始後おおむね5年後の経営目標などを記した「青年等就農計画」を作成し、経営を開始しようとする市町村の認定を受けることにより、この認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援を実施していく制度です。

### ● 対 象 者

- ・ 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）、経営者としてふさわしい知識・技能を有する者（65 歳未満）、これらの者が役員のおおむね半を占める法人
- ・ 農業経営を開始してから一定期間（5 年）以内の者（認定農業者は除く）

### ● 計 画 内 容

- ・ 経営の構想と目標（経営規模等）、目標達成に必要な措置（機械・施設等の導入計画）、技術・技能の習得状況で構成され、目標年（おおむね5年後に）所得目標 250 万円以上、総労働時間 2,000 時間/人を目指す。

### ● メ リ ッ ト

- ・ 「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」の交付対象者（P9 参照）になります。
- ・ 「新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）」の交付対象者（P10 参照）になります。
- ・ 経営開始に必要な機械・施設等を購入するための「青年等就農資金」の貸付対象者（P11 参照）になります。

### ● 申込手続

- ・ 市役所営農支援課に青年等就農計画を申請（毎月 20 日締め切り）
- ・ 同計画の審査、認定にあたり面接を実施（申請の翌月末に認定）

問合せ先 田原市役所営農支援課 営農支援係（☎22-1126）



### Ⅲ 支援金・支援資金制度



自分にあつた  
支援制度を  
活用しよう！

新規就農をサポートする支援金(補助金)と資金です。

それぞれ条件がありますので、しっかり計画を立ててから制度を活用してください。

#### 1 新規就農者育成総合対策(就農準備資金)〈年間最大 150 万円 最長 2 年間〉

##### ● 概 要

- ・ 都道府県等が研修機関として認める農業大学校等の研修機関で研修を受ける就農希望者に対し、研修期間中の研修生に対して、最長 2 年間、年間最大 150 万円が交付されます。

##### ● 対 象 者

- ・ 就農に向けた研修終了後 1 年以内に原則 50 歳未満で独立・自営就農(注)、雇用就農又は親元就農を目指す方で、以下の要件全てを満たす方。
  - ① 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満で、次世代を担う農業者となる強い意志があること。
  - ② 独立・自営就農(注)、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。なお、親元就農する者については、家族経営協定等により責任や役割を明確にし就農後 5 年以内に経営を継承するか、農業法人の共同経営者になること。
  - ③ 都道府県等が認めた研修機関等で、概ね 1 年以上(1 年につき概ね 1,200 時間以上)研修を受け、国が定める研修計画を作成すること。先進農家又は先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、その農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと。また、その経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)でないこと。
  - ④ 常勤(週 35 時間以上)の雇用契約を締結していないこと。
  - ⑤ 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。
  - ⑥ 研修終了後に独立・自営就農する場合は、就農後(親元就農する場合は経営開始後)5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること。
  - ⑦ 承認申請時及び交付対象期間において、前年の世帯所得が 600 万円以下であること。

注：「独立・自営就農」とは、以下による。

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④ 農産物の売上げや経費の支出など経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

##### ● 交付金額等

- ・ 1 人あたり年間最大 150 万円で、交付期間は最長 2 年間

##### ● 申請手続

- ・ 研修計画・交付申請書を提出 ※ 資金交付開始後は、研修状況、就農状況を半年ごと報告

##### ● そ の 他

- ・ 研修を途中で中止した場合や研修終了後 1 年以内に原則 50 歳未満で就農しなかった場合などは資金の交付停止や返還の対象になります。詳細はお問合せください。

問合せ先 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)

## 2 新規就農者育成総合対策(経営開始資金) 〈年間最大 150 万円 最長 3 年間〉

### ● 概 要

- ・ 新規就農者(独立・自営就農に限る)に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長 3 年間、年間最大 150 万円が交付されます。 \* 独立・自営就農 P9 参照

### ● 対 象 者

- ・ 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の**認定新規就農者**(市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けたもの P7参照)で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- ・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。(親元に就農する場合でも、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や親の経営に従事してから 5 年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。)
  - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
  - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - ⑥ 青年等就農計画等(青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したもの)が独立・自営就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること。
  - ⑦ 親元就農の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作物の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。
  - ⑧ 地域の中心となる経営体として「人・農地プラン」に位置付けられていること、又は農地中間管理機構から農地を借受けていること。
  - ⑨ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。また、農の雇用事業(P11)による助成を受けたことがないこと。
  - ⑩ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について共済等に参加していること。
  - ⑪ 承認申請時及び交付対象期間において、前年の世帯所得が 600 万円以下であること。
  - ⑫ 地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

### ● 交 付 金 額 等

- ・ 1 人あたり年間最大 150 万円で、交付期間は最長 3 年間

### ● 申 請 手 続

- ・ 国が定めた青年等就農計画等や交付申請書を田原市役所営農支援課へ提出

### ● そ の 他

- ・ 資金の交付期間中は、就農状況を田原市役所営農支援課へ報告する。また交付期間終了後、5 年間は国が定めた作業日誌を提出。
- ・ 農業経営を中止した場合や交付要件を満たさなくなった場合などは資金の給付停止や返還の対象になります。詳細はお問合せください。

問合せ先 田原市役所営農支援課 営農支援係(☎22-1126)

### 3 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業) (補助対象事業費上限額 1,000 万円 補助率 3/4)

#### ● 概 要

- ・ 新規就農者(独立・自営就農に限る)に対して、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。 \* 独立・自営就農 P9 参照

#### ● 対 象 者

- ・ 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の**認定新規就農者**(市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けたもの P8 参照)で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- ・ 令和 4 年度又は令和 5 年度中に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。(親元に就農する場合でも、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や親の経営に従事してから 5 年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。)
  - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
  - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - ⑥ 青年等就農計画等(青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料を添付したもの)が独立・自営就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること。
  - ⑦ 親元就農の場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると事業実施主体に認められること。
  - ⑧ 地域の中心となる経営体として「人・農地プラン」に位置付けられていること、又は農地中間管理機構から農地を借受けていること。
  - ⑨ 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。

#### ● 助成金額

- ・ 補助対象事業費の上限額は 1,000 万円(経営開始資金の交付対象者の場合は、500 万円)。
- ・ 補助率 国 1/2 県 1/4

#### ● 申 請 手 続

- ・ 国が定めた青年等就農計画等や交付申請書を田原市役所営農支援課へ提出

#### ● そ の 他

- ・ 事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月(実績報告後 1 回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)の就農状況報告を田原市役所営農支援課に提出する。

問合せ先 田原市役所営農支援課 営農支援係(☎22-1126)

## 4 新規就農者奨励金

### ● 概 要

- ・ 新たに農業経営を開始する農業後継者等の人材を確保し、新規就農者の横のつながりや基礎知識の習得等による人材育成を図るために親元就農を含む新規就農者に対して奨励金を支給します。

### ● 対 象 者

- ・ 令和5年4月1日以降に、親元就農又は独立自営就農した市内に住所を有する方で、次の全てをみとす方
  - ①就農時年齢が50歳未満の方
  - ②4Hクラブ連絡協議会に加入して活動をし、ニューファーマーセミナーを修了した方。

### ● 支給額

- ・ 10万円

### ● 申 請 手 続

- ・ 交付申請書に、田原市ニューファーマーセミナー修了証の写し、青色事業専従者給与に関する届出又は個人事業の開業届出書の写し等を添付して田原市役所営農支援課へ提出

問合せ先 田原市役所営農支援課 営農支援係(☎22-1126)

## 5 青年等就農資金 〈無利子資金〉

### ● 概 要

- ・ 新たに農業経営を開始する「認定新規就農者」に対する日本政策金融公庫の無利子の資金

### ● 対 象 者

- ・ **認定新規就農者**(市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)

### ● 資 金 使 途

- ・ 青年等就農計画の達成に必要な次の資金(ただし、経営改善計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る)
  - ① 施設・機械:農業生産用の施設・機械、農産物の処理加工施設、販売施設
  - ② 果樹・家畜等:家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費、各育成費
  - ③ 借地料などの一括支払い:農地の借地料、施設・機械のリース料などの一括支払い
  - ④ その他の経営費:経営開始に伴って必要となる資材費など

### ● 融 資 条 件

- ・ 償還期間: 17年以内(うち据置期間5年以内)
- ・ 融資限度額:3,700万円(特認1億円(注))

注:特認1億円の場合、別に定められた要件がありますのでお問い合わせください。

問合せ先 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)  
 (株)日本政策金融公庫名古屋支店(☎052-582-0741)

## 6 経営体育成強化資金 〈農地取得等・有利子資金〉

### ● 概 要

- ・ 認定新規就農者等の担い手が農地等を取得する場合に利用できる有利子の資金。

### ● 対 象 者

- ・ **認定新規就農者**(P7 参照)(市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)ほか

### ● 資 金 使 途

- ・ 農地等の取得(取得のほか、改良・造成も対象)、農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設、機械など

### ● 融 資 条 件 (取扱金融機関:㈱日本政策金融公庫)

- ・ 償還期間:25 年以内(うち据置 3 年以内)
- ・ 融資率:負担額の 80% (農地等の取得の場合は借入額が 1,000 万円までは融資率 100%で据置期間 5 年以内)
- ・ 利率:0.8%(令和 5 年 5 月 18 日現在) 詳細は日本郵政金融公庫 HP でご確認ください。
- ・ 担保・保証人:相談にて決定

問合せ先 田原市役所農政課 農政振興係(☎27-7275)

東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)

(㈱日本政策金融公庫名古屋支店(☎052-582-0741))

## 6 雇用就農資金(雇用就農者育成・独立支援タイプ) 〈年間最大 60 万円 最長 4 年間〉

### ● 概 要

- ・ 農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

### ● 対 象 者

#### 〈農業法人等の主な要件〉

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)等であること。
- ・ 十分な指導を行うことのできる指導者(当該農業法人等の役員又は従業員で、5 年以上の農業経験を有する者等)を確保できること。
- ・ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)。
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ・ 雇用保険及び労災保険に加入させること(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)。
- ・ 1 週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上であること(新規雇用就農者が障がい者の場合は 20 時間以上で可)。
- ・ 過去 5 年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が 2 名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が 2 分の 1 以上であること。
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめ.jp(外部リンク))に掲載していること。

#### 〈新規雇用就農者の主な要件〉

- ・ 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 50 歳未満(採用時点)の者であること。
- ・ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること。
- ・ 過去の農業就業期間が 5 年以内であること。
- ・ 原則として農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと。
- ・ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で同様の研修を受けていないこと。

### ● 助 成 額

- ・ (新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合は年間最大 15 万円加算)  
※新規雇用就農者の増加分が支援対象

### ● 助 成 期 間

- ・ 最長 4 年間(研修実施期間が 3 か月未満の場合は、助成金は交付されません。)

### ● 申 請 手 続 等

- ・ 農業法人等が所在する各都道府県の農業会議等

※全国新規就農相談センターホームページで詳細をご確認ください。

<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/>(外部リンク)

問合せ先 一般社団法人全国農業会議所(全国新規就農相談センター)(☎03-6265-6891)

一般社団法人 愛知県農業会議(☎052-962-2841)

## IV 新規就農者の農地取得(所有権・貸借権)手続き

### ● 概 要

・農地を耕作目的で買うまたは借りる場合は2種類の方法があり、農業委員会へ申請する必要があります。

### ● 取得等の方法

- ① 農地法第3条の許可を受けて農地を買う、借りる。
- ② 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画により農地を買う、借りる。

### ● 取得等にあたっての条件等

- ① 農地の全てを効率的に利用すること。
- ② 必要な農作業に常時従事していること。
- ③ 法人が農地を買う場合は農地所有適格法人であること。

※農地所有適格法人は、「農地法」で規定された呼称で、「農地に関する権利の取得が可能な法人」のことで、農事組合法人や株式会社等のうち一定の要件を満たす法人のこと。

要件等の詳細(農林水産省 HP) [https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/kigyou\\_sannyu.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/kigyou_sannyu.html)

- ④ 取得後の耕作内容が、周辺の地域に支障を生ずる恐れがないこと。

### ● 手 続 き

〈農地法第3条の許可を受ける方法〉

- ① 毎月5日(土日祝の場合は翌日)までに申請書を田原市農業委員会へ提出。
- ② 申請書提出後、事前検討会(概ね15日頃)へ出席。  
※就農計画に基づき農業委員役員からの質疑等に答える。
- ③ 農業委員会総会(概ね25日頃)で承認後許可。
- ④ 許可書を発行。(月末)

〈農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により権利設定する方法〉

- ① 毎月25日(土日祝となる場合は翌日)までに申出書を田原市農業委員会へ提出。  
※申出書には地域の農地利用最適化推進委員に確認印をもらう。  
※申出書には営農計画がわかる資料を添付する。
- ② 申出書提出後、事前検討会(概ね翌月15日頃)へ出席。  
※就農計画に基づき農業委員役員からの質疑等に答える。
- ③ 農業委員会総会(概ね翌月25日頃)で承認。
- ④ 利用集積計画告示。(翌々月1日)  
※ 利用集積計画告示を送付。

問合せ先 田原市農業委員会事務局 庶務係(☎23-3519)



## V 新規就農に関する相談先

各機関で新規就農に関係する相談に対応しています。

新規就農全般に関する相談は「田原農業支援センター」へ、各種制度の具体的な活用等については、それぞれ担当の機関にご相談ください。

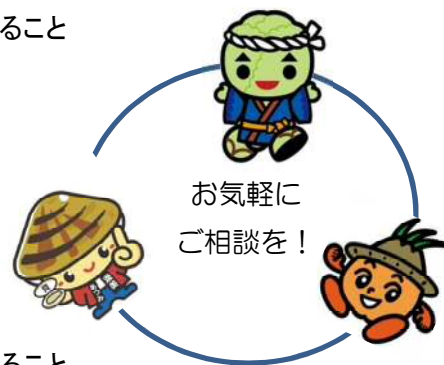
### ■ 田原農業支援センター(加治町南恩中 7-5)

#### ● 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ(☎22-0381)

- ・ 新規就農支援全般に関すること
- ・ 農業体験・就農技術研修に関すること
- ・ 新規就農育者育成総合対策(就農準備資金)に関すること
- ・ 青年等就農計画作成時の助言、指導に関すること

#### ● 田原市役所営農支援課 営農支援係(☎22-1126)

- ・ 新規就農支援全般に関すること
- ・ 農家受入技術研修に関すること
- ・ 青年等就農計画認定制度に関すること
- ・ 新規就農育者育成総合対策(経営開始資金)に関すること
- ・ 新規就農育者育成総合対策(経営発展支援事業)に関すること
- ・ 農地・園芸施設バンク事業(売買・貸借のあっせん)に関すること



### ■ 田原市役所農政課 農政企画係(市役所北庁舎1階・☎23-3517)

- ・ 認定農業者制度、「人・農地プラン」等農業制度全般に関すること

### ■ 田原市役所農政課 農政振興係(市役所北庁舎1階・☎27-7275)

- ・ 経営体育成強化資金〈農地等・有利子資金〉に関すること

### ■ 田原市農業委員会事務局 庶務係(市役所北庁舎2階・☎23-3519)

- ・ 農地の取得に係る手続きに関すること
- ・ 農地の取得に係る要件に関すること

### ■ 愛知みなみ農業協同組合 営農企画課(古田町岡ノ越 6-4・☎34-1051)

- ・ 組合への加入、出荷等 JA の利用に関すること